

千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条

市長は、千葉都市モノレール株式会社（以下「補助事業者」という。）の軌道事業（軌道法（大正10年法律第76号）による軌道業をいう。以下同じ。）の近代化を促進することを目的として、その経営収支及びサービスの改善並びに保安度の向上を図るために要する経費に対して、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該補助事業者に対し補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条

補助対象事業は、千葉都市モノレール1号、2号線に係る次に掲げる設備の整備等であって、その整備による経費節減若しくはサービス改善効果が著しいと認められるもの又は保安度の向上が著しいと認められるものとする。

- (1) 自動列車制御装置（ATC）の改良
- (2) 列車無線設備
- (3) 車両の不燃化
- (4) 駅の集中監視装置

(補助対象経費)

第3条

補助対象経費は、近代化設備の整備に直接に要した本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費、調査費及び工事雑費とする。

(補助金の額)

第4条

補助金の額は、補助事業に応じて、補助対象経費に1/5を乗じて得た額を超えない範囲で定めるものとする。

(交付の申請)

第5条

規則第3条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、千葉都市モノレール軌道近代化設備費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の施工計画書
- (2) 前事業年度の損益計算書及び貸借対照表
- (3) 当該路線の輸送状況調書（様式第2号）
- (4) 近代化設備投資計画（様式第3号）
- (5) 経営改善計画（様式第4号）
- (6) 近代化設備の整備に着手している場合には、それを証する書類

(交付決定通知)

第6条

規則第6条の規定による通知は、千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金交付決定通知書(様式第5号)によるものとする。

(申請の取り下げ)

第7条

規則第7条第1項に規定する申請の取り下げは、千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金交付申請取下届出書(様式第6号)により行うものとする。

(補助事業の変更の承認申請)

第8条

規則第5条第1項第1号の規定により承認を受けようとするときは、千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金に係る補助事業計画変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条

規則第5条第1項第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金に係る補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第10条

規則第12条の規定により報告しようとするときは、補助事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付を受けようとする会計年度の終了する日のいずれか早い日までに、千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助に係る補助事業完了(廃止)実績報告書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業の経過及び成果を証する書類
- (3) その他市長が認める書類

(額の確定等)

第11条

補助金の額の確定は、千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金交付決定通知書(様式第5号)に記載された補助金の額(予定額)と千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金に係る補助事業完了(廃止)実績報告書(様式第9号)に基づき算出した額のいずれか少ない額とする。

2 規則第13条の規定による通知は、千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金額確定通知書(様式第10号)によるものとする。

(交付の請求)

第12条

規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千

葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（返還命令）

第13条

市長は、補助事業者が補助金の交付を受けたにも関わらず、補助金の交付を受けた会計年度内に国から所要の補助金の交付を受けなかった場合には、その補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（取得財産の管理等）

第14条

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（特に経営困難なものが行う安全対策設備整備に関する特例）

第15条

補助事業者が、前事業年度の軌道事業における損益計算において経常損失を生じており、かつ、利益の配当をしていない場合に安全対策設備（第2条に掲げる設備のうち、保安度の向上が著しい設備として国土交通大臣が別に定めるものをいう。）を整備する場合は、第4条の「1/5」を「1/3」とする

附 則

この要綱は平成18年4月3日から施行し、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。

様式第 1 号

第 号
年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名 印

平成 年度千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金交付申請書

平成 年度千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

補助事業の目的及び内容		
補助事業の効果		
補助金の額及びその算出根拠		
交付を受けたい時期		
補助事業	着手予定年月日	
	完了予定年月日	
添 付 書 類		

様式第2号

年 月 日

輸 送 状 況 調 書

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

申請者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名

路線名 _____

1. 旅 客

種 別	平成	年度	平成	年度	平成	年度	備 考
定期外旅客	()	人	()	人	()	人	
回数券	()	人	()	人	()	人	
その他	()	人	()	人	()	人	
定期旅客	()	人	()	人	()	人	
通 勤	()	人	()	人	()	人	
通 学	()	人	()	人	()	人	
合 計	()	人	()	人	()	人	

備考(1) 本表は、近代化設備の整備が完了する年の4月1日の属する事業年度の前事業年度末からさかのぼり3年間における実績を営業年度ごとに作成する。

(2) () 内には、合計に対する比率(%)を記載する。

2. 輸送密度

項 目	単 位	平成	年度	平成	年度	平成	年度	備 考
営業延日キロ A	千 和							
旅客運輸収入 B	千 円							
旅客延人キロ C	千人和							
輸送密度 旅客 C/A	人							

様式第3号

年 月 日

近代化設備投資計画

申請者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名

路線名 _____

近代化設備の内容	年度別投資額					備考
	年度	年度	年度	年度	年度	
1. 経費節減設備						
小計						
2. 保安度向上設備						
小計						
3. サービス改善設備						
小計						
計						

備考 本表は、補助金交付申請に係る近代化設備の整備が完了する日の属する事業年度の翌事業年度以降5年間について作成する。

様式第4号

年 月 日

経 営 改 善 計 画

申請者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名

1. 近代化計画

(単位：千円)

近代化 完了 年度	近代化 の内容	年 度					備 考
		設備資金 所要額	増 加 経 費			節減経費	
			減価償却費	支払利子	その他		
	計						
	計						
	計						

備考(1) 本表は、補助金交付申請書に係る近代化設備の整備が完了する日の属する事業年度の翌事業年度以降5年間について作成する。

(2) 備考欄には、節減経費の算出根拠を人件費及び物件費等の別に簡単に記入する。

2. 収支予測

(単位：千円)

年度別 項目		年度		備考
		実施前	実施後	
収 益	営業収益 旅客運輸収入 運輸雑収 営業外収益 計			
費 用	営業費 人件費 経費 諸税 減価償却費 営業外費用 金融費用 その他 計			
経常損益				

備考1. 本表は近代化設備路線について作成する。

2. 本表は、補助金交付申請書に係る近代化設備の整備が完了した日の属する事業年度の翌事業年度以降3年間について作成する。

3. 備考欄には、収支の増減根拠を簡単に記入する。

様式第5号

第 号
年 月 日

千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金交付決定通知書

様

千葉市長

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金については、下記のとおり決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知する。

補助金の交付 決定額	金 円
補助金交付 予定時期	平成 年 月 日
交付条件	<ol style="list-style-type: none">1 補助事業の内容、経費の配分は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。2 補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合にはすみやかに市長に報告して、その指示を受けること。4 補助金交付決定通知後、国からの補助金交付決定がない場合は、この交付決定通知を取り消すものとする。5 千葉市補助金等交付規則及びこの要綱を遵守すること。

様式第6号

第 号
年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名 印

千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金交付申請取下届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知の
あった千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金については、交
付の決定の内容又は交付決定に付された条件について不服があるので、
交付申請(平成 年 月 日付け 第 号)を取り下げます。

記

不服のある交付決定内容又は 交付決定に付された条件	理 由

様式第7号

第 号
年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名 印

千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金に係る

補助事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知の
あった千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金について、下記
理由により、その内容又は経費の配分を変更したいので、承認されるよ
う申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更する理由
3. 補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に括弧書きしたもの
4. その他必要な書類

様式第8号

第 号
年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名 印

千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金に係る
補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知の
あった千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金について、下記
理由により、同事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請し
ます。

記

1. 同事業を中止（廃止）する理由

2. 補助対象事業の支出額内訳

経費の配分	既施行部分額	未施行部分額	計	摘要
計				

3. 事業を中止する場合は、その期間及び再開後の完了予定期

(1) 中止期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

(2) 完了予定期日 平成 年 月 日～平成 年 月 日

4. その他必要な書類

様式第9号

第 号
年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名 印

千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金に係る
補助事業完了（廃止）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあつた千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助事業が完了（廃止）したので、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手年月日 完了年月日
補助金の決定額	
補助事業の経費精算額	
添付書類	

様式第10号

第 号
年 月 日

千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金額確定通知書

様

千葉市長

平成 年 月 日付け 第 号千葉都市モノレール軌道近代化設備整備事業実績報告書により、平成 年度千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金額を下記のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知する。

補助金の交付決定額	
補助事業の経費精算額	
補助金の確定額	

様式第 1 1 号

第 号
年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号 千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金額確定通知書により補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第 1 6 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の確定額	金 円
補助金の既交付額	平成 年 月 日交付 円 平成 年 月 日交付 円 計 円
交付請求額	金 円
添付書類	1. 千葉都市モノレール軌道近代化設備整備費補助金額確定通知書の写し